

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	企画調整課	令和2年度沖縄県におけるSDGs推進モデル調査検討業務	令和3年1月19日	5,919,320	アビームコンサルティング株式会社 代表取締役社長 鴨居達哉	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (沖縄事業所) 沖縄市中央2-28-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案が総合的に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
2	企画調整課	令和2年度おきなわSDGsパートナー連携促進業務	令和3年1月22日	4,000,000	(株)エマエンタープライズ 代表取締役社長 大城祐建	那覇市おもろまち1丁目5-26	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ5社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案が総合的に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
3	交通政策課	沖縄鉄軌道PV作成用動画撮影等委託業務	令和3年2月17日	2,179,000	沖縄鉄軌道PV作成用動画等撮影委託業務共同企業体 ①(株)アドスタッフ博報堂 ②(株)沖縄映像センター	①沖縄県那覇市久茂地3-17-5 美栄橋ビル ②沖縄県那覇市上之屋1-18-36	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式で広く公募を行ったところ、2者からの応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
4	交通政策課	沖縄鉄軌道情報提供等委託業務	令和3年2月22日	20,783,000	沖縄広告(株)	沖縄県那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式で広く公募を行ったところ、2者からの応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
5	情報基盤整備課	CORAL基幹システム管理業務委託契約	令和3年3月24日	26,916,296	一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センター	沖縄県那覇市銘苅二丁目3番6号 那覇市IT創造館4階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県職員の業務遂行の基盤となっている庁内ネットワークを安全かつ円滑に運用するため、これを構成する情報機器及び通信等の管理業務を委託するものである。 当該業者は、本庁から各出先機関まで含めた約250機関に設置されたネットワーク機器の特性及び必要な設定情報等を詳細に把握しており、これらの機器の設定作業も実際に行っていることから、迅速な対応が可能である。また、不慮のトラブル発生時においても、当該業者であれば、上記同様に機器の特性及び設定情報を把握し、これまでに蓄積してきたノウハウを活用して迅速な対応が期待できるため、障害等による県民サービスの質の低下等を回避し、業務継続することができる。 以上より、本業務の特性と継続性の観点から、競争入札に適さないと考えられるため、当該業者を契約の相手方とした。	特命随意契約

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	情報基盤 整備課	テレワーク基盤 システム同時 接続数拡張業 務委託	令和3年1 月4日	6,897,000	西日本電信電話株式会 社沖縄支店	沖縄県浦添市城間4丁目 35番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>当該システムは、令和2年度に西日本電信電話株式会社沖縄支店によって設計・構築されたシステムであるため、構築内容等の情報を知り得ない設計・構築事業者以外の者がシステム拡張業務を行うことは困難である。</p> <p>また、構築事業者以外の者がシステム拡張業務を行う場合、障害発生時等において、設計・構築事業者、システム拡張事業者間で責任の所在が不明瞭となり、システム運用に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号規定にする「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、当該システムの設計・構築事業者である、西日本電信電話株式会社沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
7	情報基盤 整備課	沖縄県ホーム ページ管理シ ステム保守業 務	令和3年3 月22日	1,149,500	グローバルデザイン(株)	静岡県静岡市葵区紺屋 町17番地の1 葵タワー16 階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の内容は、平成23年度にグローバルデザイン(株)が受託し、構築されたシステムの保守業務である。</p> <p>構築事業者以外の者が本業務を履行すると、障害等発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者であるグローバルデザイン(株)を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
8	情報基盤 整備課	沖縄県地図情 報システムAS Pサービス提供 業務委託	令和3年3 月31日	29,656,000	株式会社パスコ沖縄支店	那覇市久茂地2丁目14 -1	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、株式会社パスコ沖縄支店が構築・提供している沖縄県地図情報システムの運用・保守業務を委託するものである。構築・提供者以外の者が本業務を履行すると、障害発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがある。また、初期設定にかかる履行期間の短縮、初期費用の経費削減が図られることから当該事業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク ODU・IDU・非常用発電機修繕	令和3年1 月22日	8,392,560	日本電気株式会社 沖縄支店	那覇市久茂地2-2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。の衛星通信設備及び与那国中継局高所カメラを修繕するものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、修繕の実施にあたっては、本ネットワークの運用を妨げずに行う必要があり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、また、修繕完了後に本ネットワークに障害が発生した場合に、その原因が修繕に起因するものか、本ネットワーク整備時からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、当該設備の整備工事事業者のみであるため、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)を選定した。</p>	特命随意 契約
10	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク衛星通信設備・与那国カメラ修繕	令和3年1 月22日	6,969,325	日本電気株式会社 沖縄支店	那覇市久茂地2-2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の第二久米中継局ODU及び座間味中継局ODU・IDU・非常用発電機を修繕するものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、修繕の実施にあたっては、本ネットワークの運用を妨げずに行う必要があり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、また、修繕完了後に本ネットワークに障害が発生した場合に、その原因が修繕に起因するものか、本ネットワーク整備時からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、当該設備の整備工事事業者のみであるため、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)を選定した。</p>	特命随意 契約

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク保守点検業務委託	令和3年3 月31日	25,300,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の保守点検業務を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、また、本業務における保守点検等に伴い、本ネットワークに障害が発生した場合に、その原因が本業務に起因するものか、本ネットワーク整備時からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、本ネットワーク整備工事に携わり、現在も保守点検業務等を行っている事業者のみであるため、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
12	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク運転監視業務委託	令和3年3 月31日	16,896,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の県庁局常駐運転監視(定時中)及び遠隔監視(時間外、祝祭日)を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、また、本業務における運転監視等に伴い、本ネットワークに障害が発生した場合に、その原因が本業務に起因するものか、本ネットワーク整備時からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、本ネットワーク整備工事に携わり、現在も保守点検業務等を行っている事業者のみであるため、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワークIP通信システム運用業務委託	令和3年3月31日	13,090,000	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)のIP通信システムについて、システムログの取得による状態管理や障害対応等により、システムの安定運用を図るものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、IP通信システムの操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、また、本業務におけるIP通信システムの運用等に伴い、本ネットワークに障害が発生した場合に、その原因が本業務に起因するものか、本ネットワーク整備時からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、本ネットワーク整備工事に携わり、現在も保守点検業務を行っている事業者のみであるため、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
14	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局自家用電気工作物保安監理業務委託	令和3年3月26日	1,544,400	一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西3丁目8番地21号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の履行を行う中継局は、電気事業法43条第1項により主任技術者の選任義務があるが、同法施行規則第52条第2項の規定に基づき、同規則52条の2に定める要件に該当する者と保安管理業務を委託する契約を締結し、経済産業大臣(沖縄総合事務局長)の承認を得た場合には、主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>また、本業務は本島、離島の各中継局電気工作物の保安の監督を行う重要な業務であり、業務の適切な履行や緊急時の対応のため、離島を含む県内各所に事務所を有しているものと契約する必要がある。</p> <p>令和2年度時点で、上記要件を満たすのは県内(一財)沖縄電気保安協会のみであるため、当該事業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	情報基盤 整備課	沖縄～南大東 間海底ケーブル 等の設備保守に 関する契約書	令和3年3 月31日	48,037,000	西日本電信電話(株)沖 縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	沖縄本島と南大東島間を結ぶ海底光ケーブル及びその附属設備は、大東地区における地上デジタル放送を行うための伝送路、及び当該事業者が大東地区における基礎的電気通信役務(電話等)を行うための通信路として、当該事業者と共同で整備したものである。 当該設備の保守は、電気通信事業法で定める基準により実施する必要があり、また、当該事業者との共有資産であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約 長期継続 契約
16	市町村課	住民基本台帳 ネットワークシ ステムにおけ る都道府県サ ーバ集約セン ターの運用監 視等に係る委 託業務	令和3年3 月18日	6,966,621	地方公共団体情 報システム機 構	東京都千代田区一 番町25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	特命随意 契約 長期継続 契約
17	市町村課	住民基本台帳 ネットワーク システムにお けるファイア ウォールの監 視及び保守委 託業務	令和3年3 月18日	15,948,728	地方公共団体情 報システム機 構	東京都千代田区一 番町25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	特命随意 契約 長期継続 契約
18	市町村課	沖縄県住民基 本台帳ネット ワークシステム ネットワーク 運用管理委託 業務	令和3年3 月15日	11,210,760	日本電気株式 会社沖縄支 店	沖縄県那覇市久 茂地2丁目2 番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約
19	市町村課	沖縄県住民基 本台帳ネット ワークシステム ネットワーク 機器保守管理 委託業務	令和3年3 月15日	4,333,560	日本電気株式 会社沖縄支 店	沖縄県那覇市久 茂地2丁目2 番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	令和3年3月15日	3,847,800	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、システムの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意契約 長期継続契約
21	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等の保守管理及び運用支援委託業務	令和3年3月15日	2,343,660	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	住基ネット業務端末等の保守管理等にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意契約 長期継続契約